

# 令和2年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

令和2年12月16日(水)

午前10時00分 開 議

## 1 議事日程

- 第 1 議案第57号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第58号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第59号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第60号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第61号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第62号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第63号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 8 議案第64号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第65号 指定管理者の指定について
- 第10 発議第 5号 防災・減災、国土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書の提出について
- 第11 請願第 4号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書
- 第12 請願第 5号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願
- 第13 委員会の閉会中の継続調査の申出

## 2 会議に付した事件

- 第 1 議案第57号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第58号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算

について

- 第 3 議案第 59 号 令和 2 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 60 号 令和 2 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 61 号 令和 2 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 62 号 令和 2 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 63 号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 64 号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 65 号 指定管理者の指定について
- 第 10 発議第 5 号 防災・減災、国土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書の提出について
- 第 11 請願第 4 号 75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書
- 追加日程第 1 発議第 6 号  
75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化の検討中止を求める意見書を国に提出することについて
- 第 12 請願第 5 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願
- 第 13 委員会閉会中の継続調査の申出

### 3 出席議員（14 名）

- 1 番 松川正樹君
- 2 番 上田誠君
- 3 番 中村勘太郎君
- 4 番 金元直栄君
- 5 番 滝波登喜男君
- 6 番 齋藤則男君
- 7 番 江守勲君

- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課	長	吉川貞夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	森近秀之君
建設課	長	家根孝二君
上下水道課	長	朝日清智君
上志比支所	長	歸山英孝君
学校教育課	長	多田和憲君
生涯学習課	長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長      坂 下 和 夫 君  
書                      記      坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに15日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に12月14日の議場におきます発言につきまして、発言の取消し、修正、訂正等につきまして、議長にお任せをいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○4番（金元直栄君） いや、内容、内容は。

○2番（上田 誠君） 内容。

○議長（奥野正司君） 内容につきましては、東古市インター線の用地買収の今年度の予算を次年度に、年度内の契約、着工がちょっと契約が難しくなり、現在の情勢ではちょっと困難でありますので次年度に繰り越すということにつきまして、伊藤議員から地元の状況の説明がございましたが、その際の発言の一部につきまして議場における発言についてはいかがかというような箇所もございましたので、その部分の修正と、それから行政が今取り組んでいきます方針につきまして、断念という言葉が何回が使われておりましたけれども、その部分のより適切な言葉への訂正を議長のほうにお任せをいただきたいと思います。

そういう内容でございます。

○4番（金元直栄君） え、それだけ？

○議長（奥野正司君） はい、それだけです。

○4番（金元直栄君） だけど、議員の発言というのは自由なんで、何て言うかな、個

人を誹謗中傷する内容とか、例えば地域の政、奇祭とか、宗教行事、信心に対して、こういうところで色々取り上げていろいろ攻撃、批判するとか、そういうことについては本当にやってはならんことということは肝に銘じなあかんですが、それ以外、事業に関することについて言うと、それは議員はどういう発言をしてもいいわけでしょう？

○議長（奥野正司君） その件につきましては、私も否定するものではございませんが、今回の14日の発言につきましては、私、議長から考えますと不適切な部分が双方にあったというふうに判断をしております。その箇所について、両議員の内容は、両議員の方にはご了解いただいて修正をさせていただきたいということでございます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○4番（金元直栄君） いやいや。

○2番（上田 誠君） どういう内容なのかわからんやろう。どういう、訂正の内容がどうなのかというのが。

○議長（奥野正司君） 今申し上げましたとおりです。

では、暫時休憩を取ります。休憩いたします。

（午前10時05分 休憩）

---

（午前10時17分 再開）

○議長（奥野正司君） では、休憩前に引き続き再開いたします。

今ほどの件につきまして、両議員のほうから、各議員が不適切というふうに思わないような形で、そこには留意をしまして、今、説明をさせていただいた部分について議長のほうで訂正をさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ちょっと訂正します。ごめんなさい。

その記録を見られた方が誤解を招かないように訂正をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、予定された審議案件に進ませていただきます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第57号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第58号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正

予算について～

～日程第3 議案第59号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第60号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第61号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第62号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、1件ずつ採決します。

議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 令和2年度永平寺町一般会計補正予算、あわせて言っておきますけど、その他、第6、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算までですが、個々の事業の内容等について異論があるわけではありません。意見はあるところありますが、異論があるところではありません。

私は、人事院勧告により、いわゆる職員の給与が、特に報酬、年末一時金の減額があるということ、これについては認めるわけにはいかないという立場です。

どうしてかという、公務員の賃金を含めて10年以上、もう実質賃金は上がっていません。つまり物価上昇に賃金の上昇が追いついてないという状況が続いているわけですね。実質賃金が下がっているという中での引下げの勧告であります。

それに、コロナ禍の中での職員の給与削減というのは大変です。医療関係者や介護関係者等々含めて、これらに一生懸命になって対応してきたその人たちのい

わゆる給与、全体からいうと給与の一部を減らすというのは、私はやっぱり問題だと思っています。

特に地域にあっては公務員の賃金の減額は、他の業種への賃金についても影響を及ぼすことが大きいという立場からも、私は今回の人事院勧告を含んだ予算、特別会計まで含めて、あとは討論に一回一回立つことはないですけども、そういう立場で反対の立場を取っていきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

なければ、討論を終結します。

江守議員。

○7番（江守 勲君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今ほどの反対討論の中にごさいました人事院勧告によります公務員の期末手当の減額といったことをごさいますが、今回、人事院勧告からの勧告を受けた改正であるといったことをごさいますし、また来年度もまた人事院勧告の勧告内容によっては引上げ等もあり得るといったこともごさいますので、私は賛成の立場から討論させていただきたいと思いますし、今回のこの12月補正につきましてはコロナ禍でありますとか、住民の福祉サービス全般にわたる予算でございしますので、これにつきまして賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

では、議案第57号について討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第60号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第63号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 日程第7、議案第63号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第63号について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 金元議員。

○4番(金元直栄君) まず、反対討論からでいいんでしょう。

○議長(奥野正司君) はい、反対者の発言を許します。

○4番(金元直栄君) 公職選挙法で選挙の、公費選挙が町村にまで拡大してもいいということが決まって、これに基づいて条例を制定するという事です。

ただ、市についてはこれまでも公職選挙法に基づいて公費選挙をやってよろしいということありましたが、福井県では坂井市やあわら市はまだやっていません。

この内容を見てもみますと、私はビラを、配布できるビラを認められるという意味では一歩前進ありますが、証紙を貼ってするとかいう選挙の自由という意味ではまだまだ遅れている面があると思います。

なお大きいのは、供託金の導入です。これ、条例のあるなしにかかわらず、町村議員に立候補しようとするれば供託金が15万円必要になる。これは例えば今、地方議会にかけられている住民の目は厳しいものがあって、そういう中で大きな声の一つとして立候補者が少ないからということを経験に議員の定数を減らせ、無駄だという声があるんですが、実際、こういうことを考えると、それに例えば立候補して、当選の意思がないのに立候補できないようにしようということを経験に供託金の導入というのは、それは高いハードルを設けることにもなりますし、民主主義の根幹に関わる事だと思えます。

それに、立候補者がやはり少ないということをよく考えてみる必要もあると思えます。各種の選挙を見てもみますと、10代、20代については、ここの選挙でも本当に町議会議員選挙などでも3割程度、三十数%という非常に低い投票率です。これは考えてみれば、町議会が、議員自らが地域に対していろんな議会の広報、知らしめをしていないから投票率が低くなるんだという論調があるんですが、そこに大きな原因があるんでしょうか。もっと根本的な問題を考えて提起していかないと、もう立候補者増えず、いわゆる政治意識に関心のある人たちが増えていく

という状況にはならないと思います。

そういう根本的なところを考える意味でも、こういう供託金の導入をはじめとするこの法律の改定とこの条例の制定については反対の立場を取っていきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私は、この条例の制定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この条例ですが、令和2年6月12日に公布され、同年12月12日から施行されることになりました。全国的に見ましても、8割の町村が条例を制定済みということで、選挙の在り方を考える上で必要な項目と思っております。

また、近年、全国では議員の定数割れなども発生している中で、成り手不足ということが問題にはなっておりますが、今ほど金元議員からありましたような理由が、今後、この議員の成り手不足につながるというふうには考えられないと私自身は思っております。

以上のことから、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第64号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第64号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第64号について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第65号 指定管理者の指定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第65号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第65号について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 発議第5号 防災・減災、国土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書の提出について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第10、発議第5号、防災・減災、国土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） それでは、議案の朗読をいたします。

発議第5号

防災・減災、国土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

令和2年12月16日

永平寺町議会議長 奥野正司様

提出者	永平寺町議会議員	酒井秀和
賛成者	〃	川崎直文
〃	〃	奥野正司
〃	〃	伊藤博夫
〃	〃	齋藤則男
〃	〃	中村勘太郎
〃	〃	松川正樹

意見書の内容を朗読します。

防災・減災、国土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書

近年、全国的に豪雨、豪雪、暴風、地震などの大規模自然災害による甚大な被害が相次いで発生し、今後の更なる被害の発生が危惧されています。平成30年2月の福井豪雪は、記録的な積雪により、北陸自動車道等が通行止めとなり、国道8号の福井・石川県境部では長期間に亘り車両が滞留するなど、幹線道路の機能強化が課題となりました。本町においても灯油やガソリンなどの生活物資の一時的な不足や、企業の休業、学校の休校など、住民生活に甚大な影響があり、安全・安心で安定した住民生活を支える社会資本の強化は、これまで以上に求められ、大規模な自然災害から国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しています。

国においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、

集中的に取り組を進められてきましたが、令和3年3月末にその期限を迎える一方で、道路ネットワークの整備や老朽化対策など地域社会の強靱化を進めるための必要な対策は数多く残されており、今後も、対象事業を拡充した新たな5カ年加速化対策のもと、防災・減災、国土強靱化を強力に進めていく必要があります。

安全・安心な地域社会を形成し、地域経済活動の活性化を着実に進めるためには、中部縦貫自動車道や北陸新幹線などの広域的な交通基盤をはじめとする地域社会の強靱化に資する社会資本の整備が必要です。そのためには、防災・減災、国土強靱化に対する安定的かつ継続的な予算の確保が不可欠です。以上のことから、国においては、次の事項を講じられますよう強く要望します。

#### 記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」につづき、平時・災害時の安定的な人流・物流の確保等にも対象事業を拡大した、新たな5カ年加速化対策のもと、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 地方創生に向けた社会資本整備を着実に推進するため、公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大からの地域経済の早期復興のため、景気の下支えや雇用創出につながる公共事業を含めた経済対策を講じること。その際、中部縦貫自動車道をはじめとする、分散型の国土利用や物流・観光等の経済活動復興に資する道路ネットワークの整備を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年 月 日

福井県吉田郡永平寺町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当・内閣府特命大臣でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 提案理由の説明を求めます。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ただいま上程いただきました発議第5号、防災・減災、国

土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

近年、大規模自然災害による甚大な被害が相次ぎ、気候変動の影響により、さらなる頻発化、激甚化が懸念されています。

このため、国においては防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組が進められてきましたが、道路ネットワークの整備や老朽化対策など、地域社会の強靱化に必要な対策がいまだに数多く残されているのが現状です。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、景気の下支えや雇用創出につながる公共事業を含めた経済対策を講じるためにも、道路ネットワークの整備を早急に進めていくことが必要です。

国においては、新たな計画づくりに向けた準備が進められているところですが、防災・減災、国土強靱化対策に資する道路ネットワーク整備が本町においても重要であることを国に示す必要がございます。

以上のことから、一つ、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続き、新たな5か年計画を策定し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

地方創生に向けた社会資本整備を着実に推進するため、公共事業予算を安定的かつ持続的に確保することとともに、分散型の国土利用や物流、観光等の経済活動復興に資する道路ネットワークの整備を早急に進めることを国に強く要望するものであります。

議員各位におかれましては、当意見書の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 何点かお聞きします。

いわゆる国土強靱化計画に基づいてというんですが、国ではそれまでの5年間10兆円を、今度は13兆円に拡大して決まったと聞いています。

ただ、こういう公共事業についての予算、特別に進めるためということでは、特定財源の復活ではないかなって思うんですね。以前、それはまずいから一般財源、その中で考えようという話になってきたと思うんです。それが一つ。別枠で確保するっていうんですね。

もう一つは、いわゆる新型コロナウイルスの感染拡大をここに記入してありますけれども、逆にこんな時期に特別の予算枠を要求していいのかというのは大きな問

題があると思うんですね。特に最近、これを議決することで中部縦貫道の工事が、または新幹線にお金をとという話ですけれども、その辺はちょっと考えなくてはならないのではないか。

こう言うとあれですが、急ぐ工事ほど、特別大きな工事でも急ぐ工事ほど地元の中小企業は入れない、地元にお金が落ちないというのは慣例だと言われていません。新幹線の工事でも、中小業者が、この地元の中小業者がそこに入っているというのはあまり聞きませんし、中部縦貫道も同じです。コンクリート造るところは大企業ですし、大型の工作機械造るところも大企業ですし。そんなことを考えると、ほとんど地元には特殊な技術を持った業者にしか仕事は落ちてこないのではないか。

何よりも急ぐのは今、コロナ対策ではないか。特に今年度の予算が三次補正も含めると175兆円以上になると言われています。いわゆる100兆円の当初予算ですから、それ以後75兆円も増えてきた。こういう中で別枠で予算を確保しろというのは、ちょっと言い過ぎではないかって私は思うんですが、いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 特定財源の復活ではないかという問いに関してですが、これに関しましては、金元議員の憶測によるものであり、明確なところではないというふうに思います。

今現在のコロナ禍、こんな時期にやるのかということですが、コロナについては、皆さん苦勞されているところではございますが、この国土強靱化に対しては通常から計画性を持って進めていくべき案件であるため、こんな時期からというのではなく、いつも考えながら定期的に進めていかなければならないものというふうに認識をしております。

あと、金額ですが、13兆円ほどというお話がありましたが、15兆円程度をめどとしているということでございます。

これから人口が減少してまいります。今、私たちが次世代につなぐためにできることを粛々に行いながら、持続可能な国を築いていく必要があると思いますので、その辺りも含めて今、75兆円以上というお話がありましたけれども、今できることを進めていくというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

上田議員。

○2番（上田 誠君） お尋ねします。

これ、議員発議で委員会であれしたと思いますが、委員会の中に今ほど金元議員もありましたが、その中で今のコロナ対策の中で、今言いましたように75兆円もの一般会計の補正が出てくるという形の中で、先ほどありましたように本当にこの対策が今必要なのかということは論議があったのかなかったのか。そこら辺りあった上で、今のそういう発言になっているわけでしょうか。

○議長（奥野正司君） 酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 委員会でこういう話があったのかというご質問かなと思うんですが、これについては委員会の中でもお話をさせていただいております。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） それで、やはりコロナ対策よりもこれが大事だというふうなことで、今、こっちが優先であるということの結論なんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） コロナ対策はコロナ対策で必要なことであります。

防災・減災、国土強靱化は、通常から必要なものであるというふうに全員で認識を深めております。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと難しいことは分からないんで、ちょっと疑問に思うことをお聞きしますが、これを永平寺町の議会が出すということですから、永平寺町にとってどうメリットがあるかということでもあります。

当然、防災・減災というところでは大事なことでするのでやっていかなければならないと思うんですが、ただ、この永平寺町にとって安全・安心な地域社会、防災に強いということを考えますと、ここで言う中部縦貫道とか北陸新幹線なのかなど。この永平寺町に暮らす私たちは、例えば国道をもっと整備してほしいとか、十分な幅を取っていただく、道路幅を取っていただくような整備をしてほしいとかというところが必要なんではないかなと思うんですが、なぜこの永平寺町にとって防災に強い、あるいは減災にということでも中部縦貫あるいは北陸新幹線なのかということをお教えいただきたいのと、2つ目は地域経済活動についても言われております。

ただ、中部縦貫道路は分からないわけではないんですけども、じゃ、新幹線ですよね。この新幹線来ることによって、関東からの観光客等は増えるのかも分

かりませんけれども、逆に新幹線ができることによって中部あるいは関西へのアクセスが非常に悪くなって、そこの人たちが来づらくなるという現状もあります。そういった中で、急いでやるということが果たして経済活動になるのかなということ。

そして3点目には、このことによって地元の雇用、経済が回るということですが、ただ、先ほども金元議員が言われていましたとおり、北陸新幹線の工事、あるいは中部縦貫の工事ってなかなか永平寺町の中小の業者が入りづらいという現状があります。ましてや、公共事業、今、今年、去年と見ていますと、新幹線の工事があまりにも急ぐことによって材料が入ってこないということで、ある意味、永平寺町の公共事業にとって支障を来しているという現状もあります。そういった中で、本当に永平寺町にとってこのことがメリットなのかどうかというふうには感じているんですが、その辺、提案者はどうお考えですか。

○議長（奥野正司君） 酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 永平寺町のメリットはというお話なんですが、先日発表されました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、これが閣議決定をされたわけなんですが、その中の内容を見ますと、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策というところに強靱なネットワーク整備の加速化、深化という項目があります。

こちらを読ませていただきますと、既存の道路または鉄道、河川の橋梁等、そちらの激甚な災害対策を早急に行うものというふうなことが記されております。

高規格道路に関しては2車線を4車線化するなどというふうには書かれているわけなんですが、中部縦貫道路や北陸新幹線の件については、この部分では触れていないというところもあります。

よって、この点から永平寺町としては中部縦貫道路の開通、または北陸新幹線の開通が今後必要に重要になってくるというふうに考えますので、こちらの意見書は提出すべきというふうに考えております。

また、新幹線が通ることでの経済のお話がありましたが、北陸新幹線に関しては2024年度中に完成をします。また、2040年までに今話がちょっと滞っている部分もありますが、リニア新幹線の開通も予定をされております。2040年には、まさに本州の中で高速交通道路のネットワークが確立されるというふうな流れになってくるのかなというふうに考えます。

その中で、今、滝波議員からありましたように、大阪や愛知県からの観光が減

るのではないかというふうなこともありましたが、人の流れというものはしっかり将来に向けてできるのではないかなというふうに考えております。

経済に関しましてもそのようなことから回復を見込める。福井県と永平寺町、その他の16市町もそうですけれども、福井県にとってはもう本当に100年に一度のチャンスで2040年に迎えるというふうに考えておりますので、それに向けてしっかり準備を進めていければなと思っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今のお話聞きますと、中部縦貫が4車線化になるというのがどこまで見通しがついているのか分かりませんが、そういう計画が入っているというのはそれでもいいのかなと思いますが、ただ、北陸新幹線はあえて書かなくてもいいんじゃないですか。今の答弁を聞いてみますと。

○議長（奥野正司君） 酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 北陸新幹線開通に向けて、既に県や各市町でも対策を行っているところでありますので、こちらも今回、1年ほど遅れるというふうなお話が上がっておりますので、そういうことではなくしっかりと進めていただくというふうに提案をしていくべきものと考えております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 以上で、ないようですから、自由討議を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 私はこの国土強靱化対策のために特定の予算を別枠で確保して進めようという言い方ですが、現実的に今、日本のインフラはあふれにあふれていて、最近の報道でも、それをどう整備していくか。新たに造る公共施設ではなしに整備していくのか。それを考えるだけでも、例えば橋梁の改修だけでも橋梁を例えば3分の1、もうなくしていくということも必要なんではないかということを行っている自治体の担当者がある、こんなことが報道される時代でありま

す。

特に、このコロナ禍で、公共交通機関等を中心とした整備を進めるために別枠で予算をといることの論議は、今の時期ではないと思います。ここは十分考えて進めないと、本当にいわゆる我々の暮らしに関わる身近な予算が削られることとなりますから、ここはやはり今、コロナ禍で出すべき意見書ではないと私は感じていますので、反対の立場を取っていきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

川崎君。

○10番（川崎直文君） 今回の5か年の計画は、既に閣議決定、そのタイトルも5か年加速化対策ということで閣議決定されております。そして、先ほどから議論になっております新型コロナウイルスの感染対策ということですが、当町のこの要望書の中に2番目に「新型コロナウイルスの感染拡大からの地域経済の早期復興のため」という文言でしっかりと対応してくださいということで要望書に明記されております。

従来の国土強靱化、そして今の新型コロナウイルス対策ということでの地域経済の回復ということで明記されておりますので、この意見書に対しては賛成ということで討論させていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回の意見書、防災・減災については全く異論ありませんけれども、ただ、ここで特筆して中部縦貫道と北陸新幹線、これが防災・減災、あるいは地域経済に非常に永平寺町にとって効果があるというふうなことでありますが、そこは非常にそうではないって私は思っております。もっと身近な道路あるいは国道の整備、あるいは河川の整備等が必要でありますし、地域の経済を潤すためにも、地元の業者が入れるような工事が必要であると思います。

ましてや、今、コロナの時期、非常に財政もきゅうきゅうとしている中で、やはり今の時点で何を一に考えるかということを考えますと、今、この意見書を出すタイミングではないと思いますので、反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありませんか。

中村君。

○3番（中村勘太郎君） ただいまの滝波さんの反対の意見がありましたけれども、この国土強靱化というのは、日本国、地震や津波などの自然災害に強い国土づく

りを目指すという政策でございます。

これに基づき、国は以前からこういう計画を粛々にやって、完了時期を57年というふうに定めておりましたが、この強靱化の趣旨は、今回の趣旨は防災123事業の過疎化ということに視点を置いております。

また、この5か年を、また対策の決定されたものの中におきまして、主な事業の中で先ほどから心配されております中部縦貫道路とかいろいろなことを意見がございましたけれども、全ての道路ですね。国土交通省が道路関連施設の老朽化対策を推進する。防災上、重要なアスファルト舗装にひび割れが生じている道路の修繕、そういった修繕は完了時期を57年の目標でありましたけれども、それを前倒しして25年度へ大幅に前倒しするというように目的を定めております。

いろいろなこと、先ほどからその中部縦貫道路については永平寺町において意味合いが分かる、理解できるというふうにおっしゃってございましたけれども、いろいろな幹線道路、これについては大規模災害が発生したときには、やはり中部ブロック、または近畿ブロック、全国ブロックから支援隊、全国の支援隊がはせ参ずるといような経路を確保することが、その防災の強靱化にもつながるといふふうに前から計画されているところです。

それらについて、より国土を強くするためにこういった整備事業が必要だということに相なります。

いろいろな国土交通省、道路だけでなしに、今回は文部科学省や気象庁、または環境省、経済産業省などなどいろんな省庁でこのように対策を決定されているというように、大変前向きな、本当にありがたい話だなというふうに思っております。

の立場から、私はこの意見書に賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を行います。

発議第5号、防災・減災、国土強靱化対策の推進及び強化を求める意見書の提出についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定いたしました。  
暫時休憩します。

(午前11時09分 休憩)

---

(午前11時20分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第11 請願第4号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、請願第4号、75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書の件を議題とします。

本件は、去る令和2年12月2日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書でございますけれども、12月15日に開かれました教育民生常任委員会で付託されていた案件について論議いたしました。

この問題は、いわゆる社会保障を守るためにということで、この間、消費税の導入があり、それが今では10%になっています。年間、その収入だけで25兆円とも言われていますが、そういう中で年金所得、75歳以上、後期高齢者医療制度になりますけれども、この年金所得でほぼ生活している人たちが多く中で、その人たち、200万円というのを今区切って、それ以上の人たちは2割負担にする。2割負担っていいですけども、本当に今までの負担の倍になるわけですね。これはやはりかなり大きい。

ちょっと聞いてみますと、一定高齢者になってきますと大体一月に病院通っているだけで1万円程度になるというのはよく聞く話であります。そういう中で2割負担。

これを聞いて、この検討の話を聞いて、日本医師会の会長も、大体それはおか

しいじゃないかという意見を表明するような状況になっています。そういう状況を報告の後、常任委員会では審議が行われました。

主な意見としましては、2割負担となると医者にかかりづらくなる。医療費抑制につながるというのは、医者にかかりづらくなる。つまり、これによっていろんな疾病の進行が進んだり発見が遅れたりすることがあり得るということです。

さらに、コロナ禍の今、引上げのタイミングなのかという意見。消費税は何のために引き上げられたのか。社会保障を守るためのはずだったのではないか。

年収200万円というあれですが、それで本当に生活できるんだろうかということも含めて出されました。

少数意見としては、75歳以上を対象としているけれども、現役世代からやはり負担している。それは重い。高齢者のしんどいと、現役世代のしんどいとは質が違うというご意見とか、世代別で考え方が違う。抑制は必要な面もあるという意見なんかが出されましたけれども、委員会採決の結果、賛成4人、反対2名で委員会で採択となったわけであります。

以上、報告とします。

○議長（奥野正司君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 2点ほど確認をしたいなと思います。

まず、この75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書となっておりますが、新聞報道によりますと政府・与党で方針決定を既にされているということですが、この検討中止という文言のところで、検討は既に終わっているのかなと思うんですが、何のために出していくのかというところが1点です。

あと、今ほど委員長の報告にありましたが、コロナ禍の今が引き上げるタイミングなのかということですが、であれば、いつ頃ならよいのかというふうに考えられているのかという点。

あとは、私としましてはコロナ禍の今と捉えず、既にもう行っていかなければいけないものというふうに考えているんですが、私たち、今の生産年齢人口に該当する世代も、私たちが先輩方と同じように高齢者世代になったときには、今以上の負担が必要になるのではないかなというふうに私自身は思っているわけなんですが、その先を見据えた施策としてどのように考えられているのかという点で

お願いいたします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 検討を求める、政府で決めたとはいえ、これはちゃんと法案として決まっているわけではないわけですから、これからそれがきちっとした法案になって出てくるときに論議されると思います。

ですから、今きちっと国会を開いて、そういう中で論議すべき課題というのに国会を閉じてしまっているところに問題があると思います。ですから、意見はどんどん出していくべきだと思います。

現に、その医療を担う側の会からも、どうして2割負担が突然出てきたのかということもありますけれども、以前から話されてはいます。ただ、高齢者、後期高齢者医療制度が始まった当時は、いわゆる一部の窓口負担があっただけで、それは定額の金額でした。1回診療につき幾ら。それが、いつの間にか1割負担になり、それをさらに2割負担にすると。

よく論議の中で、現役世代がそれ担っていくことになる、いわゆる生産年齢人口の減少によって担う人たちの数が少ないから大変になるという話があります。確かにそうです。そのために、一つでいうと、何で消費税、社会保障の充実、もしくは維持のためにどうしても必要なんだということで導入されたんですから、そのお金を使えばいいと私は思うんですね。その約束だったはずです。

そういうことを考えると、何のためにという、狙いの中には一つはやっぱり世代間での対立を生む一つの大きな原因をつくっている面もあるんじゃないか。その辺では私はやり方も進め方もおかしいね。今までの約束とも違うねっていうことは思っています。

今、タイミングって言いますが、繰り返しますが、消費税は何のために引き上げたんですか。導入された趣旨も、社会保障のためと。町の理事者もそういう答弁されてきたと僕は思うんですが。

じゃ、生産年齢の将来はというんですが、医療費の問題で言いますと、例えばヨーロッパでは、イギリスなんかでは医療費は生産年齢も含めて今でも無料ですよ、高齢者も含めて無料。一銭もかかりません。それは何かというと、税金を払っている。そこで賄っている。そのための消費税じゃなかったんですか。そこは繰り返してしまいますけれども、そうです。

もう一つ言います。消費税の問題ですけれども、我々は消費税を払いますね。年間25兆円とも言われています。この間行われてきたのは、我々、生産年齢を

支える企業ですね。ここの法人税は10%近く下げられてきたんじゃないですか。例えば、こんなこと言っちゃなんですけれども、一番労働力を確保する側が社会保障として負担せなあかんその金額すら減らしてきている面があるんじゃないか。それを補うのが消費税ではなかったのかということをおは言いたいんですけど、その辺はなかなか、ほかのところでもう使っているからという口実でそうはなっていない現実があると私は思っています。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私は、この請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

12月10日の新聞報道でもあったように、75歳以上、年間所得200万以上の方の約370万人おられるということですが、を対象にこの75歳以上の医療費窓口負担2割化を検討されて、今、政府・与党で方針決定をされたところで

す。  
該当の皆様には医療費が2割負担になるためご苦勞をかけることになると思っております。しかし、現状、日本が抱える問題の一つ、少子・高齢化の中において、高齢者医療制度の約4割については後期高齢者支援金として現役世代の保険料で賄っていることなどを鑑みますと、本施策の効果として年間880億円の現役世代負担抑制につながることは、次世代へつながるために必要な施策であると考えております。

人口減少、少子・高齢化、長寿命化による超高齢化社会を迎えるに当たり、我が国が持続可能な国であるよう、私たち現在の生産年齢人口に該当する世代、私たちが先輩方と同じように高齢者世代になった際、今以上の負担が必要になることは予測しつつ、先を見据えた施策として実行し、しっかりと次世代へつないでいきたいと考えております。

以上のことから、本請願の採択に反対をいたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回の75歳以上の医療費2割負担の検討中止を求めることに賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

国は以前、安定した老後を生活するためには、2,000万の蓄えが必要やというふうなことも言われておりました。ただ、それを聞いた高齢者あるいは高齢を迎える我々世代は、本当に2,000万というそんな蓄えできるのかと非常に不安を覚えております。そんな中で、またしても医療費が2割負担になるということは、到底高齢者が生活していくということはなかなか難しい世の中になってしまうというふうに思っております。

日本は資本主義でありますけれども、一部社会主義という制度も取り入れながら、非常にバランスのいい国であります。そういった中で、今、消費税あるいはたくさん収入をもらっている方からある程度の負担を、この社会保障というところにつき込まなければ抜本的な改革にはならないんじゃないでしょうか。当町も、町長も常に言うておられるように、社会保障費が増大するというふうに言われております。抜本的な見直しなくて、このような75歳以上の一部負担を増加させるということにはなかなか今の現状、認められるわけではないと思います。

ましてや今のコロナ禍の中で住民の生活はきゅうきゅうしております。ぜひこのことを含めて中止を求めるものであります。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

酒井和美君。

○11番（酒井和美君） その社会保障制度のために消費税ということも引き上げられてきたということでお話もあつたんですけれども、この高齢社会のための人口バランスのための引上げということ、そのこと以外にもこれまで、1997年、5%引上げもあつたわけなんですけれども、消費税導入、87年か88年でしたか、それから今までの間に予期せぬ大災害が度々起こり、経済危機も起こってきたという中で、そういったことが消費税等の増税の背景にももちろんあると思います。この予期せぬ大災害というのは今年のコロナということでも起こっており、今後も何が起こるか分からない状況です。

その中で、今このコロナの時期だから、これはつらいのではないかというご意見も最もなんですけれども、そして高齢者の方の2割負担ということ、こうなることによってその方々の生活の質というのは低下してしまうということはあるとは思いますが、今の若い子たち、永平寺町のかわいい子どもたちが高齢者となる頃に、果たしてこの生活ということが維持できるのか、社会保障制度が維持で

きるのか、この破綻を守るためにこの2割負担していただくことによって現役世代の負担が880億円が減となるということ、これをぜひともお願いしたいということで、こういうことよりもさらに消費税増税したほうがいいのではないかなというご意見というのものもあるとは思いますが、比較的、まだ比較的余裕のある高齢者の方にご負担をお願いできないでしょうかというところで、どうしてもこれは苦しみを伴うものであります、現役世代としてぜひともお願いしたく賛成するものです。

今現在、20代の子たちのユーチューブなども日々拝見してまして、生き抜くためにはどうしたらいいかという言葉が日々あふれております。この言葉を見るたびに、この若い子たちを支えていきたいと思えます。

これに反対する意見として述べさせていただきました。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） 私は75歳以上の医療窓口負担2割の中止を求める請願に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

今ほど説明があったように、75歳以上の方々の医療費、単に2割というのは、今までの医療費の倍になるということが1点。

それから、今ほど質疑ありましたように抜本的な医療改革をせずして、この負担増につながるというのが出てきますので、やはりそれが必要だということ。

それから、今現在の高齢者の方々の200万の所得の中で、例えば住宅費を払い、光熱費を払い、食費を払っていく中で、果たしてその方々が医療費を払って満足な生活できるかということに鑑みますと、非常に課題が大きいというのがあります。

また、このコロナ禍の中でいろんな考慮して、今声を出すべきかということでも論議されていると思えますので、そういう観点から私もこの75歳以上2割負担の検討を中止するよう採択に賛成したいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

中村議員。

○3番（中村勘太郎君） ただいまの75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願でございますけれども、反対の立場からの討論をさせていただきます。

まず、75歳以上の人が入る後期高齢者医療制度は、約4割が現役世代の保険

から成る者で、後期高齢者支援金で賄われております。

22年には、人口の多い団塊の世代が75歳になり始め、医療費の急増が見込まれる中、先ほどからも話が出ておりますように、12月10日の新聞には75歳以上の高齢者は1,815万人と、現在、医療費の窓口負担割合は現役並みの所得がある人が3割で、それ以外の人は原則1割、年収200万以上は30%に当たり、3割負担を除くと23%が2割負担となっていることを、自公の与党で検討されている内容であります。

現在、現役世代の負担軽減を重視する案を主張されている合意案の内容でありましたので、私は反対の立場でこの請願の討論をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほか討論ありますか。

長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は、75歳以上医療費2割負担の中止を求める意見書に対して、賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

といいますのは、やはり数十年前を考えますと、この福井県は二世帯、三世帯で暮らしている方もたくさんいらっしゃいますけれども、その中でも多いという中でもやはり高齢者の独り暮らし、それから老老世帯というのが毎年毎年増加傾向にあります。高齢者が1人、もしくは高齢者のみの世帯で暮らしていらっしゃる場合に、やはり年金だけが生活の糧であって、若い人からの生活援助というのは受けられない状況の中にあります。

そういった生活状況の中で、やはり医療費が1割から2割に負担増になっていくということは、かなりのこれは生活困窮につながっていく場合もあろうかと考えられます。

そういった中では、やはり若い人たちが自由に羽ばたいていくためにも、この2割増にはしないで、その分、若い人たちが頑張って働いてもらって、収入を得ていただいて、そして負担していただく。その繰り返しは将来の現役世代にもつながっていくことというふうに考えますので、この意見書に対しては賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、この意見書提出に反対の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

先ほどからいろいろご意見ございましたが、やはり今回のこの改正というものは、75歳以上の方にとってご負担をいただくという本当に私どももつらいお願

いをせざるを得ない状況まで来ているのだなというふうに思います。

それは、やはり現役世代の負担が2020年度で6兆8,000億円に上る。ここ10年は高齢化の進展に伴い年間約1,600億円程度増加傾向にあるとったこととございます。そんな中で、団塊の世代が75歳以上に、2022年度から75歳に入ってくるといったことで、この医療費の増加が3,000億円に膨らむ、約2倍に膨らむ推移計算となっております。

そんな中で、やはり我々現役世代も負担をさせていただいておりますが、その格差が若干開いてきているという中で、今回のこの見直しが行われるということとでございます。

やはりこういった持続可能な日本におけます社会保障制度の確立といった中で、やはり負担していただける方に負担していただくといったことも必要であるかというふうに考えておりますので、よって、この意見書には反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほか討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第4号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。請願第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、請願第4号、75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

---

(午前11時58分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第1 発議第6号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書の提出について～

追加日程第1、発議第6号、75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を

求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） それでは、発議第6号の朗読をいたします。

発議第6号

75歳以上医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

令和2年12月16日

永平寺町議会議長 奥野正司様

提出者 永平寺町議会議員 金元直栄

賛成者 〃 上田誠

〃 〃 朝井征一郎

意見書を朗読します。

75歳以上医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書

2019年12月19日に発表された政府の全世帯型社会保障検討会議中間報告で、現在「原則1割」の75歳以上高齢者の医療費窓口負担について「負担能力に応じたものへと変革していく」と強調し、「一定所得以上の人を対象とした「2割負担」を導入することを盛り込みました。今後、「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講じるとしています。

同中間報告は、“社会保障のため”として消費税を10%にまで引き上げながら新たな負担を高齢者に押し付ける内容です。これでは高齢者の生活はますます苦しくなり、元来、弱い人のためにある社会保障制度が、高齢者を苦しめることになってしまいます。コロナ禍によって困窮が全世代に広がっています。特に「公的年金だけでは生活できない」と非正規労働で就労収入をえながら、ぎりぎりの生活をしてきた人たちがコロナ禍によって仕事を失い、瞬く間に困窮に陥ってい

ます。さらに、高齢者の貧困化の深まりで、生活保護を受給する高齢者世帯が増えています。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることになります。

「負担能力に応じたものへと変革していく」というのなら、高額所得者からの保険料を能力に応じた負担とすべきです。また、大企業や富裕層への課税強化で公費財源を確保すべきです。以上の内容により、全世代型社会保障検討会議中間報告にある、「75歳以上医療費窓口負担2割化」についての検討を中止し、撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

福井県吉田郡永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 提案理由の説明を求めます。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 内容は請願のときに論議した内容、また報告した内容と同じであります。

ただ、若い人たちへの負担増につながるからこういう一定の負担をお願いすることも必要なんではないかということがありました。財源の問題では、ここには「負担能力に応じたものへと変革していく」ということが書いてあるんですけども、ちなみに消費税の問題でいいますと、我々は消費税を払います。社会保障の財源ということでそういう引上げがされてきたわけですが、ただ、この間、法人税はたしか35%から28%に引き下がってきていると思います。大企業ですね。

ところが、消費税については企業は一銭も払わないんですね。設備投資のときにかかった消費税についても、集めてきた消費税で差し引いて納めればいいという制度ですから、大企業は一銭も払わない。

そういう意味では、この厳しい世の中をどう将来につなげていくかというところでは、働いている人たちの生活を保障するためにも、いわゆるこの消費税の導入で逆に負担が減ってきた大企業にも応分の負担を求めていただければ、この間、230兆円ほどの大企業の法人税の減税があったということですから、その一部を負担していただだけでも十分担っていける。年間、示させていただきました資料にも30%の人たちが対象になり、年間2,200億円ぐらいの負担増になるということですから、それくらいはすぐに出てくる金額であります。

そういうことを考えると、本当にここで議会としてやはり地域の高齢者の声を代表して意見として国に持ち上げることは非常に大事なことだと思いますので、そういうことを訴えまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私はこの意見書の提出に反対の立場で討論をさせていただきます。

日本は、2060年には9,300万人を割るというふうに人口推計が出ております。今よりも3,000万人の方が減少するというふうに予測されております。

ますますそのときに時代を生きられる生産年齢人口の方にどんどん負担をかけていくというふうになる中で、一つ一つ細やかな施策を今の現役世代が、または高齢者の皆様が負担を負ってでも持続可能な日本につなげていくべきと私は考えております。

その信念から、この意見書の提出には反対をいたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、意見書提出についての賛成の立場から討論をしたいと思っております。

今ほど提案理由、また質疑の中でありましたように、今の中で最大となるのは

やはりこの持続的にするためには抜本的な改革がまず必要だということ。

それから、今のコロナ禍の中できゅうきゅうしている中で高齢者の生活を守るためには、今の1割負担を2割にするということに関しては、課題が大きいということでもあります。負担能力に応じたものと変革していく、抜本的な改革が必要だということから、この意見書を提出することに賛成の討論とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、この意見書提出に反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほども反対の立場から討論をさせていただきましたが、やはり今回のこの2割負担の改正は、医療額の限度額の変更ではないと思います。やはりそういった中で、全ての方々がこのいきなり2割負担ということで2倍になるというわけではないというふうに考えております。確かにこの2割負担になることによって、負担を強いられる高齢者の方も確かにおられるのは事実でございます。しかし、そんな中で先ほど来申し上げていますとおり、全世代型の社会保障制度の持続を考えていく上では、やはり今回のこの高齢者の方々に対しましてご負担をいただくというのは必要なことではないかというふうに私は感じておりますので、この意見書の提出につきましては反対の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） 原案に賛成者の発言を許します。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今、高齢者の生活を見ますと、非常に大変な状況です。新聞でもありますとおり、高齢者の自殺、あるいは殺人などなど、命に関わる問題も様々あります。介護サービス料、あるいはこのような医療費の負担も増えていく中で、また高齢者に負担をかけるというこの制度自体、やはり見直さなければならぬと考えております。

ですから、このことはぜひ検討を求める意見書を提出すべきだと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

発議第6号、75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書の

提出についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(奥野正司君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第12 請願第5号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第12、請願第5号、日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願の件を議題とします。

本日までに受領した請願は、お手元に配りました請願の写しのとおりです。

お諮りします。

請願第5号について、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、請願第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

江守君。

○7番(江守 勲君) 私は、この意見書の提出に反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

確かにこの世界から核兵器がなくなるということは本当に私も心より願うものでありますが、ただ、今回の核兵器禁止条約におきましては、核保有国が参加していないという観点からも、なかなか現実的なものではないというふうに感じております。

悲しいかな、日本がこの核兵器禁止条約に賛同しますと、アメリカからの核の傘からの離脱といったことも懸念されます。また、隣国には核を保有する国もご

ざいます。そういった観点からも、やはり日本の国土を守るといったことから、核兵器禁止条約ではなく、核不拡散防止条約のほうを批准を日本政府は進めていくといった立場を取っておりますので、私はこの核兵器禁止条約の意見書提出に反対の立場で討論をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

上田君。

○2番（上田 誠君） 私は、この請願の紹介議員として賛成の立場から討論を行いたいと思います。

この核兵器禁止条約は、ここに書いてありますとおり2017年にニューヨークの国連本部で開催された核兵器禁止条約交渉会議で122か国の圧倒的な多数——参加国63%ですが——で採択された条約であります。同条約の調印、批准、参加が開始されまして、条約調印国もアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国等、全世界的に84か国にも上っております。批准国は、今年、2020年10月24日に50か国になりました。よって、同条約は、来年、2021年1月22日に効力を発揮します。

このように核兵器の使用は人類に、また自然界に破滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、世界で唯一の被爆国である我々日本は身をもって体験した国であります。

また、この条約の発効により、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであり、不道德だけでなく明文上にも違反となってくるものであります。

核兵器に関わるあらゆる活動を禁止すると同時に、核保有国の条約への参加への道を規定し、また核兵器完全廃絶の枠組みも示しております。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されているものであります。

唯一の被爆国の日本が、被害国の切望に応えるものとなっているものであります。

このように、この条約は被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながるものと思っております。

半世紀前に発効した核不拡散条約では、新しい核軍備競争が今現在進んでいることは余地を挟むものではありません。核兵器に依存する時代を永久に終わらせるものでなくてはならないと思っております。

この条約では、条約の締結国となっても核保有国との同盟関係はもちろん維持

することができ、各国の防衛協定によって排除されるものでもありません。

しかし、同盟国が核兵器を使用したり、また威嚇したり、保有したりすることを援助したり奨励することは法的に禁じられるものであります。

そして、この条約への賛同と批准を日本政府に求める意見書の決議は、10月23日現在で日本全国にわたり495自治体の議会で採決されてもおります。唯一されていない3県の一つが福井県であります。

このように核兵器禁止の動きは全世界のみならず全国にも指示されている現象を鑑み、国内、県内においても宗教や政党やイデオロギーを超えた運動へつながっていくと思っております。

核兵器禁止に対する幅広い世論の支持がある中で、このような立場を取ることには論争になるどころか高く称賛されるものと私は思っております。

当永平寺町議会においても、唯一の戦争被爆国である日本政府に核兵器禁止条約への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願の採択をお願いすると思っておりますので、よろしく採決のほどお願いしたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私、この請願に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

私自身、核兵器のない世界の実現及び世界平和については切に願うものです。しかし、本請願の趣旨には、率先して核兵器禁止条約に参加し、条約不参加を表明している核保有国などを説得することが日本政府の役割やアメリカの核の傘から離脱を決断しというふうな現実的ではない観点であったり、あたかも日本は何もやっていないよというふうな内容が含まれているため賛同ができません。

一つは、これまで日本政府は核兵器のない世界の実現のために、日本と核兵器国の軍事有識者などが協議を行う核軍縮の実質的な進展のための賢人会議、国連総会への核兵器廃絶に向けた決議の提出、軍縮・核不拡散イニシアチブの枠組みや個別の協議等を通じ、核兵器国と非核兵器国間の橋渡しに努め、核兵器不拡散条約体制の維持、強化や包括的核実験禁止条約の発効促進、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始といった核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組を積み重ねるなど、その役割を十分に果たしてきていると言えます。

また、もう一つは国際情勢が劇的に変化した今日、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射や中国による尖閣諸島問題など、我が国を取り巻く安全保障環境

は急激に不確実性を増している。そういう状況下において、米国をはじめとした諸外国間における防衛協力がなければ、我が国の安全保障は成り立たない。このことからすれば、米国の核の傘から離脱すべきとの主張は、我が国の領土、国民の生命及び財産を脅威にさらすことに直結するばかりか、現在の国際社会が保っている安全保障上のバランスを崩すことにもなり、今以上に不安定な状況をつくり出してしまっておそれがあります。

以上のことから、私は本請願の採択に反対をします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

金元君。

○4番（金元直栄君） 今言われていますが、日本政府が国連で出しているいわゆる究極、遠い将来には核兵器はなくそうという決議ですけれども、一昨年と昨年とは20か国も賛成している国が減っています。それはどうしてかということ、遠い将来、究極では核兵器は必要ないんだ。でも、今は核抑止の世界なんだという、その抑止力論に乗っているところです。

しかし、世界の趨勢は、この核兵器禁止条約が百二十数か国の賛成によって採択され、批准国もかなりの国、さらに調印国はもう50か国を超えて、いわゆる非道、残虐な兵器をなくそうというところに世界は一步踏み出している。

この中に世界で唯一の被爆国である日本が参加しない、またそれを主張しない、なくそうということを正面から主張しないということには非常に問題があると思います。

特に国連でこういう残虐兵器をなくそうという決議の問題でいうと、皆さん方もご存じだと思いますが、いわゆる毒ガスなどの化学兵器については使用禁止決めてきましたし、最近でもいわゆるクラスター爆弾、最近、コロナでクラスターというのがはやっていますが、1発の爆弾から何百、何千という子爆弾が落ちる。それが落ちてても不発弾になる。それを子どもが持って遊んでいて爆発して死亡する。ある意味、非常に残虐な兵器ということで国連で採択され、これも禁止されました。日本でもクラスター爆弾を持っていましたけれども、これも解体、廃棄されたわけです。

こういうことを考えると、国連でのこういう動き、世界の動きはやはり日本も見据えて、やはり被爆国の日本としてきちっとした方向性、すぐにでも核兵器はなくそう、抑止力論から外れて世界平和を願おうという日本の発言力というのは非常に大きいものがあると思います。だからこそ、この核兵器禁止条約への参加、

これをやはり日本政府に求める地方議会からの声というのは非常に、住民の声としても大事だと思っています。

よって、私はこの批准を求める意見書の提出に対する請願に、賛成の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

川崎君。

○10番（川崎直文君） 先ほどの反対討論の中でも述べられていますように、まずはこの条約に核兵器保有国の参加がないということで、その条約そのものの影響力、実効性に非常に乏しいという考えです。

核保有国、そして核を持たない国が一斉に核兵器禁止に動かなければ何の意味もないということです。

NPT、そしてCTBT、こういった核兵器を持つ国、非核兵器の国も参加できる取組を実施して各国へ働きかけていくということが大事なんじゃないかなと思います。

既存の核軍縮、核不拡散に係る多国間の合意や国際条約に基づき、現実の国際安全保障環境をにらみつつ、段階的に核兵器の不拡散や削減を積み上げていき、最終的に核兵器のない世界を目指すべきであると思います。

繰り返します。今の日本がなすべきことは、唯一、戦争被爆国として核兵器を持つ国、そして持たない国の双方に働きかけて、現実的な観点から核なき世界を実現する努力を重ねる必要があると思います。

このことにより、請願第5号の意見書を提出することは適当ではないと判断し、反対いたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

請願第5号の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（奥野正司君） 起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定しました。

～日程第13 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第13、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩します。

（午後 0時29分 休憩）

---

（午後 0時30分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第7回永平寺町議会定例会を閉会します。

議員各位には、去る12月2日開会以来15日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、心から深く感謝を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

す。

なお、理事者の皆様におかれましては、会期中、審議の中における質疑、提案等を十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願いを申し上げます。

終わりに、今会期中に承りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、衷心より御礼申し上げますとともに、今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶に代えさせていただきます。

これをもちまして、令和2年第7回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、12月2日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和2年度補正予算をはじめ、条例の制定等の重要案件を慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、町政の各分野におきまして多数のご質問とご意見をいただきました。いずれも厳正に受け止め、現状と課題を認識し、町政発展のため努力してまいり所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、政府はG o T o トラベルの全国一時停止を表明し、年末年始は集中的に対策を講じられる時期として捉えています。町としましては、今後、観光業をはじめとする町経済への影響など、引き続き注視しながら、対策本部会議において必要な対策を検討していきたいと考えております。

また、町民の皆様には、基本的な感染対策を引き続き講じていただくとともに、感染リスクが高まる5つの場には特に気をつけていただきますようお願いいたします。

さて、昨日はえちぜん鉄道観音町駅のホームにて、老朽化した看板の有効活用を目的に、えちぜん鉄道株式会社及び北陸電力株式会社のご理解とご協力をいただき、永平寺町ふるさと大使として永平寺町のPRとご活躍をいただいております北陸電力ブルーサンダーを応援する看板の除幕式を行いました。国内のトップリーグである日本ハンドボールリーグに所属し、永平寺町を拠点に活動しているチームとして、躍動感にあふれる応援看板を設置いたしました。

観音町駅は、1日の乗降者も多いことから、ハンドボールの魅力とブルーサンダーの存在を多くの皆様に知っていただくための情報発信につなげればと考えて

おります。

引き続き、町内小中学校の子どもたちにハンドボール体験事業などを行っていただき、町民に愛され、地域に根づいたチームになることを期待するとともに、町としていろいろな形で応援していきたいと思っております。

また、今月21日には永平寺町並びに北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との地方創生に関する包括連携協定締結式を行います。地域の安全・安心、災害対策に関すること、環境エネルギーに関すること、観光振興・まちづくりに関すること、産業の創出や活性化に関することの4項目について、相互に連携しながら地域課題やニーズに対応し、地方創生に寄与することを目的としています。

今後は、それぞれの項目に関する具体的な取組内容について話し合いを持ち、連携を図りながら実行に向けて取り組んでまいります。

14日には初雪を観測し、今週は大雪の予報が出ており、年末にかけてさらに降雪が予想されます。

先般、上志比支所の業務開始に併せて実施した豪雪時の情報伝達訓練を踏まえまして、しっかりと情報を共有し、除雪体制の徹底を確認するとともに、安全・安心な道路交通環境の確保に努めてまいります。

結びに、これから年末年始に向けて寒さも一層増してまいります。議員各位におかれましてはどうかご自愛の上、ご家族共々、よりよき新年をお迎えられますとともに、来年が永平寺町民にとりましてよりよき年となりますようご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後 0時31分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員